

明日の小金井教育プラン

(平成23年度～平成27年度)

～学校教育の未来のために～



はじめに

武蔵野の豊かな緑に囲まれた小金井市は、水清い泉の村からおこり、名勝小金井（サクラ）の地として人々に親しまれ、環境のよい文教住宅都市として発展してきました。

小金井の地名は「黄金に値する豊富な水が出る」ことから、黄金井（こがねい）が小金井になったとも言われています。

私たちは武蔵野の自然と伝統を生かすとともに、人々の心のふれあいを大切に、真に住みよいまちづくりを進めています。

このような小金井らしさを基調に、明日の我が国と小金井の将来を担う子供たちが元気に育つことを願い、小金井市の学校教育の未来のために「明日の小金井教育プラン」～学校教育の未来のために～を策定しました。

「明日の小金井教育プラン」は小金井市教育委員会の教育目標及び基本方針に基づき、学校教育に関する中期的な計画としてまとめました。その際「小金井らしさの醸成」「知育・徳育・体育の推進」「教育環境の整備」の3つの視点から構成し、合計38の重点施策を示しています。いずれも将来の小金井の教育を築いていく根幹であるにとらえています。

また、「明日の小金井教育プラン」は、学校教育を中心に家庭教育や社会教育について一定の内容を含めて策定しました。これからの学校教育は、学校・家庭・地域社会との緊密な連携による取組が極めて重要です。この「明日の小金井教育プラン」の策定により、学校関係者、保護者、地域社会の皆様が学校・家庭・地域社会それぞれの役割について、改めて考え行動する機会としてとらえていただくことを願っています。

今後は「明日の小金井教育プラン」にある重点施策の実現に向けて努力してまいります。

結びに、二年間にわたり「明日の小金井教育プラン」の策定にかかわってくださったすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

小金井市教育委員会

目 次

I	「明日の小金井教育プラン」の策定の趣旨	1
II	小金井市教育委員会の教育目標と基本方針	2
1	小金井市教育委員会の教育目標	2
2	小金井市教育委員会の基本方針	3
3	教育目標・基本方針・明日の小金井教育プランの関連	4
III	「明日の小金井教育プラン」の基本的な考え方	5
1	「明日の小金井教育プラン」の性格等	5
(1)	性格と期間	5
(2)	対象とする範囲	5
2	「明日の小金井教育プラン」の構成	5
(1)	3つの視点	5
(2)	重点施策	5
3	「明日の小金井教育プラン」体系図	7
IV	施策の展開	8
1	小金井らしさの醸成	8
(1)	特色ある教育	8
(2)	人権教育	9
(3)	社会貢献活動	11
(4)	伝統・文化理解教育	13
(5)	体験活動	15
(6)	家庭教育	16
2	知育・徳育・体育の推進	18

(7) わかる・できる・活かす授業	18
(8) 読書活動と学校図書館	23
(9) 情報教育	25
(10) 科学教育	27
(11) 道徳教育	29
(12) 体力の向上	31
(13) 特別支援教育	34
3 教育環境の整備	37
(14) 新しい学校評価	37
(15) 情報環境	38
(16) 教育相談・適応指導	41
(17) 学校施設	43
V 「明日の小金井教育プラン」の実現に向けて	46
VI 参考資料	47
明日の小金井教育プラン策定経過	47
小金井市教育プラン検討会議設置要綱	48
小金井市教育プラン検討会議名簿	49
教育プラン検討会議における検討内容	50
明日の小金井教育プラン（案）に対するパブリックコメント実施概要	51
明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について	52

I 「明日の小金井教育プラン」の策定の趣旨

小金井市の学校教育は、学習面も生活面も充実した状況にあります。

国や都の学力等の調査では、どの教科も平均正答率を上回る成績をとっています。意識調査でも、学習に意欲的に取り組む子供の割合が高くなっています。

また、いじめ、不登校、暴力行為などの発生率は東京都の平均より低く、生活面も安定しています。

そして、運動や文化活動への取組も盛んです。中学校の運動部は、都大会や全国大会に進み活躍しています。合唱部や吹奏楽部は、小学校、中学校ともに、様々なコンクールで優秀な成績を残しています。

さらに多くの中学生が、東京国際スリーデーマーチや青少年のための科学の祭典をはじめ地域の清掃活動等のボランティア活動に参加しており、社会貢献の意識がはぐくまれています。

このように学校教育が充実した状況にあるのは、地域が子供や学校を支え、保護者が愛情を十分に子供に注ぐとともに学校に協力的であることや、多くの子供が自律しており前向きに生活していることが主な理由と考えます。また学校が教育活動の改善に積極的に取り組んできた結果でもあります。

そこで、今こうした充実した状況にあるからこそ、現状に満足するのではなく、さらに質の高い学校教育を目指していくことが大切だと考えます。

一方、課題としては子供たちが大きな声であいさつできることや地域行事への積極的な参加、体力の向上等があります。学校の取組としてはICT機器を活用した授業の展開、授業改善によるさらなる学力の向上等が課題と考えられます。

また、子供たちを取り巻く社会も、国際化や情報化により、大きく、急速に変化しています。それに対応するために我が国の教育環境も大きく変化してきました。平成20年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月から完全実施されます。今回の学習指導要領は、平成18年に改正された教育基本法のもとに改定されました。教育基本法の主な改正点は、「公共の精神」、「生命や自然を尊重する態度」、「伝統文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などが教育目標に掲げられたこと、家庭教育や幼児教育の規定が新設されたことです。こうした改正点は、学習指導要領にも反映されています。また、教育基本法第17条では、教育の振興のための施策に関する計画を定めることが努力義務として求められています。文部科学省は、平成20年7月に「教育振興基本計画」を、また、東京都教育委員会は、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定しました。

このように、学校教育を取り巻く環境の大きな変化に対応し、小金井市の学校教育の質をさらに高めるためには、本市の教育目標をもとに学校教育の方向性を示し、今以上に計画的に学校教育を推進することが必要であると考えます。

この「明日の小金井教育プラン」は、明日の我が国と小金井を担う子供たちが元気に育つことを願い、小金井市の学校教育の未来のために策定します。

Ⅱ 小金井市教育委員会の教育目標と基本方針

1 小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「萌えるみどりのふるさと小金井」の市民の育成を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願う

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

(平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定)

2 小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

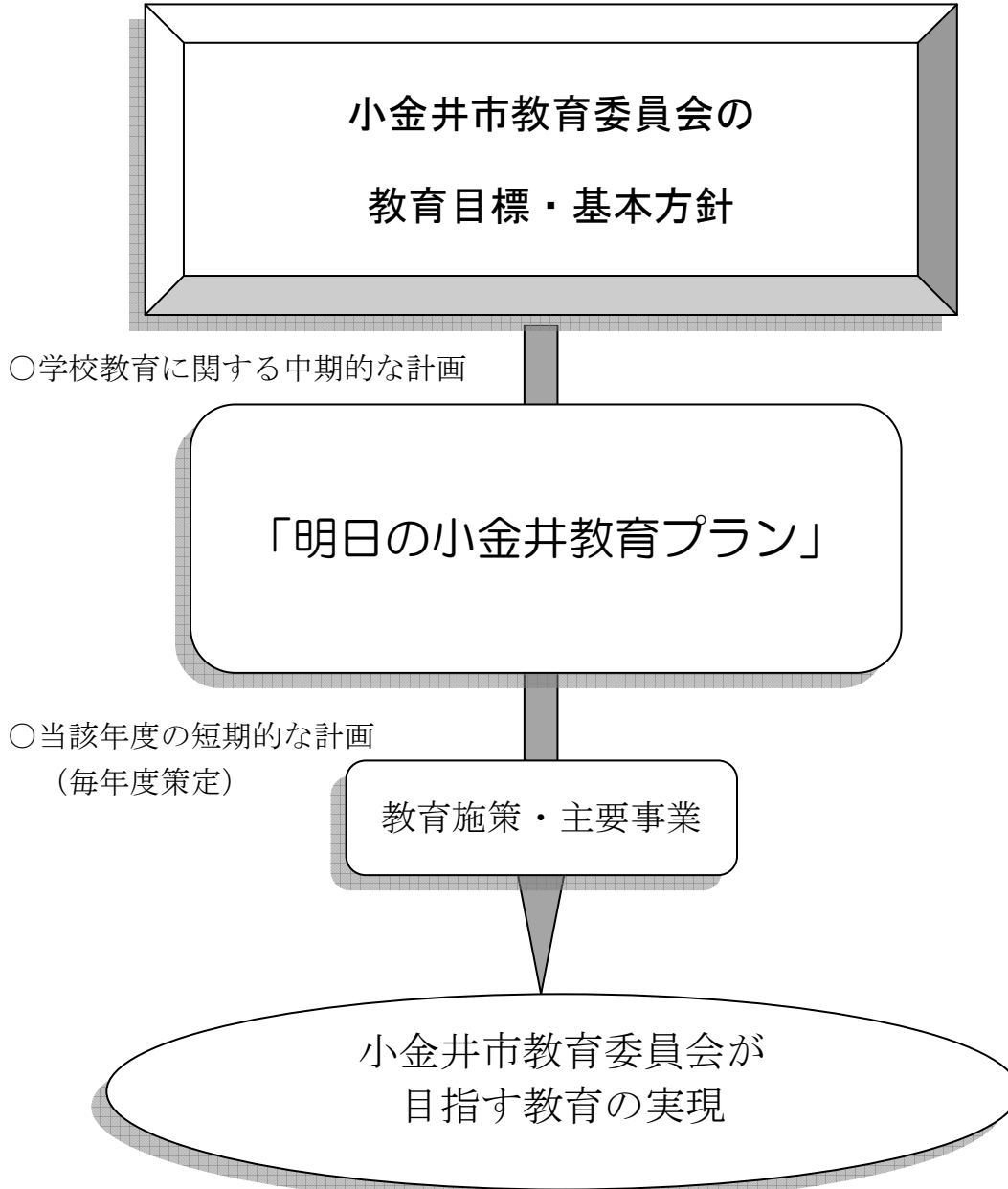
【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

3 教育目標・基本方針・明日の小金井教育プランの関連

○理念的な原理・原則



小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」に基づき、「明日の小金井教育プラン」を策定しています。

学校教育に関する中期的な計画である「明日の小金井教育プラン」に基づき、当該年度に実施する「教育施策」及び「主要事業」を明確化することができます。

これらの「教育施策」及び「主要事業」等を推進していくことで、小金井市教育委員会が目指す教育を実現していきます。

Ⅲ 「明日の小金井教育プラン」の基本的な考え方

1 「明日の小金井教育プラン」の性格等

(1) 性格と期間

「明日の小金井教育プラン」は、教育に関する課題を網羅的に取り上げるのではなく、重点的に取り組むべき施策について、5年後（平成28年度）の目標を見据えた中期的な計画です。そして、さらに先を見据えた到達目標も示しました。

(2) 対象とする範囲

「明日の小金井教育プラン」は、学校教育を中心にまとめることとしましたが、家庭教育や社会教育についても学校教育に関連するものは盛り込みました。

2 「明日の小金井教育プラン」の構成

(1) 3つの視点

「明日の小金井教育プラン」は、「小金井らしさの醸成」、「知育・徳育・体育の推進」、「教育環境の整備」の3つの視点から構成されています。

ア 小金井らしさの醸成

小金井らしさとして、積極的に地域にかかわり社会に役立とうとする、小金井を愛し社会に貢献する心と、先人が築き上げてきた伝統や文化を大切にしつつ新たな挑戦をしていく意欲を育てるために6つの取組を示しました。

イ 知育・徳育・体育の推進

「知育・徳育・体育」の3つは、小金井市に限らず、どこの学校の教育目標にも示されている教育の根幹をなすものです。この3つの柱をさらに推進するために7つの取組を示しました。

ウ 教育環境の整備

学校で様々な施策を進めていくためには、その環境の整備が大切です。学校教育を支えるために4つの取組を示しました。

(2) 重点施策

「小金井らしさの醸成」で10施策、「知育・徳育・体育の推進」で19施策、「教育環境の整備」で9施策、合計38の重点施策を示しました。これらの施策の実現により、教育計画を推進します。そのため、

重点施策については、できる限り具体的に示しました。数値目標についても可能なものは設定しました。

ア 優先順位（プライオリティ）

施策について優先順位をAからCで示しました。優先順位は、学校・家庭・保護者のニーズ、現在実施されている施策の進捗状況、予算等から総合的に判断しました。

優先順位	内 容
A	最優先施策とし、24年度までに試行～実施する。
B	優先施策とし、26年度までに試行～実施する。
C	到達目標を見据えて、順次対応する。

イ 年度ごとの目標

- ・ 平成22年度 平成22年度末の現状です。
- ・ 平成28年度 5年後の平成28年度の目標です。
- ・ 到達目標 5年後より、さらに先を見据えた到達目標です。
10年程度先を考えています。

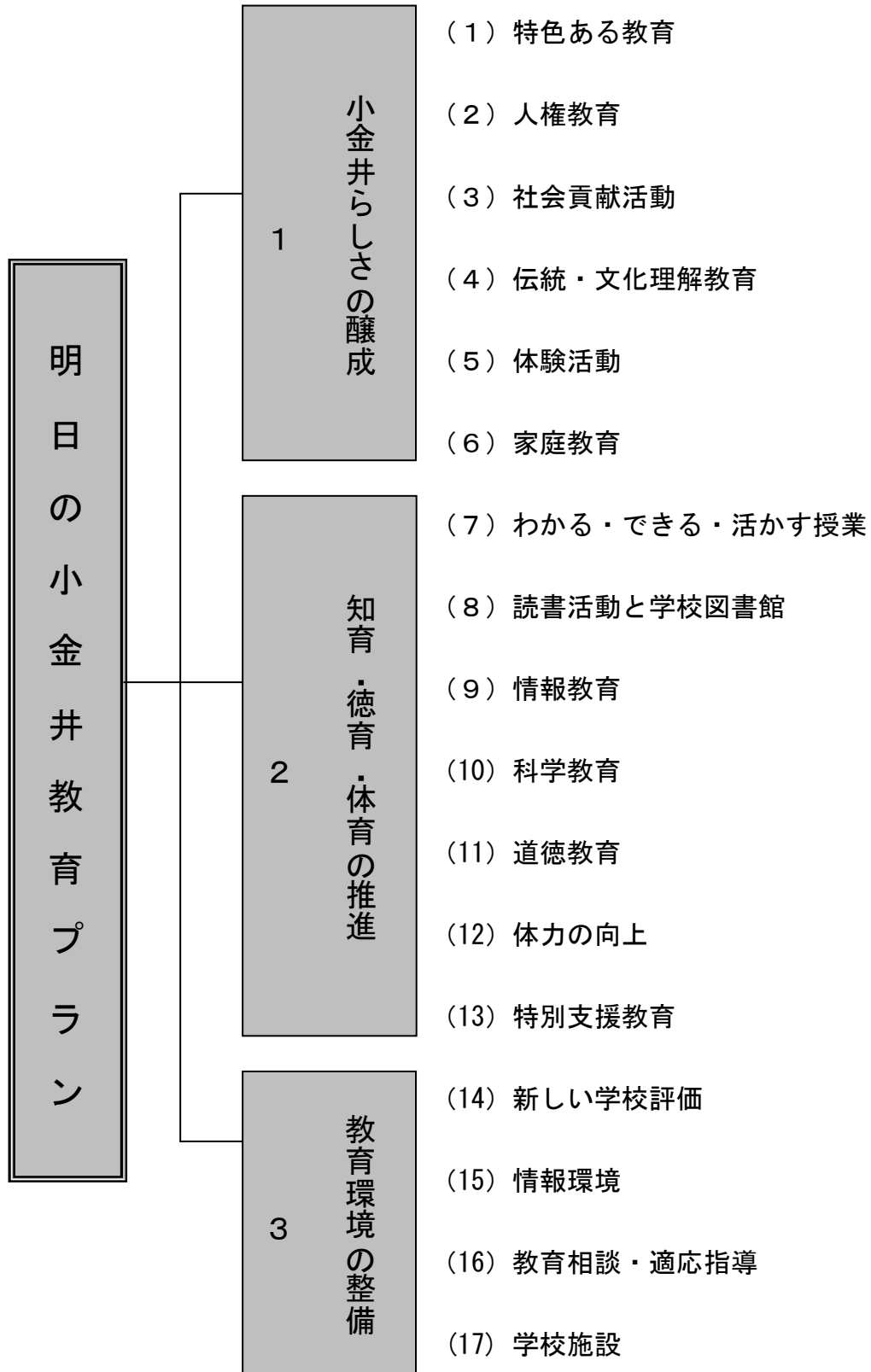
ウ 平成23年度～平成27年度

平成28年度の目標を達成するための各年度の計画遂行の段階を示しました。用語には、つぎのような意味があります。

【 用語の使い方 】

用語	意 味
検討	事業・取組の実施等に向けて、調査研究や制度設計等を行うことを表します。
試行	検証を目的として、事業の全部又は一部実施することを表します。
充実	全部又は一部実施した事業を確実に進めるように進めていくことを表します。
実施	具体的な事業・取組の実施を確実に行うことを表します。（到達目標）
継続	既存の事業を同程度に事業を続けることを表します。

3 「明日の小金井教育プラン」体系図 3つの視点と17の取組



IV 施策の展開

1 小金井らしさの醸成

(1) 特色ある教育^{※1}

小金井市の各学校では、特色ある教育活動が盛んに行われています。さらにより一層、児童・生徒の実態や地域の実情に応じたり、創意工夫を生かしたりする特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることで、小金井市の教育を活性化します。

【 重点施策① 】 特色ある教育活動^{※1}発表会の実施 (指導室) A

各学校が、児童・生徒や地域、その学校の実態等を踏まえ、力を入れる分野を決めて、教育活動を推進します。その成果を発表し、各学校が学び合う機会を設け、小金井市の教育を活性化します。

平成22年度	平成28年度	到達目標
各校における特色ある教育活動の充実	特色ある教育活動発表会の実施	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

^{※1} 平成10年7月中央教育審議会の答申において、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることを方針として示した。このような観点から総合的な学習の時間が創設され、各学校が生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう改善が図られた。

(2) 人権教育^{※2}

人権教育の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題にかかわる差別意識の解消を図ることが大切です。
一人一人の子供が発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう子供たちの人権感覚や人権意識を高める人権教育を推進します。

【 重点施策① 】 男女平等教育の推進（指導室） A

「小金井市男女平等基本条例^{※3}」や「東京都男女平等参画基本条例^{※4}」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画する男女共同参画社会^{※5}の実現を図るために、学校の教育活動全体を通して男女平等教育を推進していきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
各校の人権教育年間指導計画への位置付けと <u>人権教育推進委員会^{※6}</u> にて指導内容や指導方法について改善・充実	継続	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

※2 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう。

※3 「小金井市男女平等基本条例」（平成15年小金井市条例第28号）

※4 「東京都男女平等参画基本条例」（平成12年東京都条例第25号）

※5 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合う社会

※6 人権教育の推進役となる教員が定期的集まり、人権尊重にかかわる授業研究等を通して、各学校が効果的な人権教育を展開できるよう協議する。

【 重点施策② 】 子どもの権利に関する条例の学校への周知（指導室） A

「小金井市子どもの権利に関する条例^{*7}」を人権教育の推進に生かします。

平成22年度	平成28年度	到達目標
小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレットの周知	継続	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

^{*7} 「小金井市子どもの権利に関する条例」（平成21年小金井市条例第11号）

(3) 社会貢献活動^{※8}

小金井の子供たちは、東京国際スリーデーマーチ^{※9}、青少年のための科学の祭典^{※10}、清掃活動等、様々なボランティア活動に積極的に参加しています。子供たちの社会に貢献する心を一層はぐくむことができるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子供たちの参加意欲をさらに高めていくことで、小金井市全体の社会貢献活動を一層盛り上げます。

【 重点施策① 】 ボランティアカード^{※11}の活用（生涯学習課・指導室）B

平成21年度から全中学生にボランティアカードを配布し、ボランティア活動への参加意欲を高めています。小学校への配布やボランティアカードを活用して参加意欲をさらに高めます。将来は、市民への配布も視野に入れ、全市民を巻き込みます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
中学生用ボランティアカードの作成	小学生・中学生用ボランティアカードの作成 表彰	市民へのボランティアカードの配布

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	試行	試行

※8 社会貢献とは社会の利益に資する行いをするをいう。個人の社会貢献の代表的なものはボランティア活動があり、団体では募金活動等がある。

※9 小金井公園を中心とした各コースをウォーキングして楽しむ催し。平成23年度から「ウォーキングフェスタ東京」と名称変更

※10 「青少年のための科学の祭典 東京大会 in 小金井」は、科学が好きな子供を育てるために、様々な実験や体験を行う催し

※11 子供がボランティア活動を行うと、参加確認印を押してもらえるカード

【 重点施策② 】 ボランティア活動の表彰と紹介（指導室）B

小金井市の児童・生徒が、様々なボランティア活動をしていても、あまり知られていないのが現状です。積極的にボランティア活動をしている個人やグループを紹介する機会として、表彰式を行います。また、市報や教育だより、ホームページで積極的に紹介して、児童・生徒の意欲を高めます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
個人やグループを小金井市児童・生徒表彰 ^{*1} ² に推薦		ボランティア活動発表会の実施		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	試行	試行

^{*1 2} 教育委員会では、他の模範となるような成績又は行為のあった児童・生徒を表彰し、そのことにより健全育成に役立てるとともに、学校教育の一層の充実向上に資することを目的とし、学校からの推薦に基づき児童・生徒の表彰を行っている。

(4) 伝統・文化理解教育

郷土としての小金井への愛着と誇りをはぐくむためには、小金井の歴史、文化、伝統芸能・工芸を学び、ふれる機会を増やすことが大切です。自分たちが生まれ育った郷土小金井を大切に思う心を養い、これからの小金井の歴史を築き、文化を発展させる態度を育てるために、地域に根ざした教育活動を推進します。

【 重点施策① 】 「小金井市の歴史散歩」^{※13}の配布（生涯学習課・指導室）B

小金井市には、誇ることのできる歴史があります。生涯学習部で作成した「小金井市の歴史散歩」を各学校に40部ずつ配布し、社会科や総合的な学習の時間^{※14}等の学習、道徳に活用し、郷土への理解を進め、郷土を愛する心を育てていきます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
検討		「小金井市の歴史散歩」を各学校に配布		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	実施	継続

※13 小金井市教育委員会が市内の文化財や歴史について、散策コース別に写真と文でコンパクトにまとめた冊子（規格：A5版40頁 改訂：平成20年 価格：100円）

※14 平成10年公示学習指導要領において、総合的な学習の時間が創設された。各学校が、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童・生徒の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間

【 重点施策② 】 「こがねい郷土かるた」の普及（生涯学習課・指導室）B

小金井の自然、歴史、文化、伝統芸能・工芸などを対象とした「こがねい郷土かるた」^{※15}を普及し、郷土への理解を進め、郷土を愛する心を育てていきます。かるた大会を実施し、将来は、高齢者や障害のある方を含め、市民がふれあうことのできる機会とします。

平成22年度	平成28年度	到達目標
検討	各校の予選会勝者による「こがねい郷土かるた」中央大会の試行	市民による「こがねい郷土かるた」中央大会の実施

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	充実	充実

※15 教育委員会が作成した郷土の歴史や文化財を中心にした郷土かるた(市制施行50周年記念 発行：平成20年 価格：500円)

(5) 体験活動

子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむためには、子供たちの発達段階に応じ、自然体験活動、職場体験活動、奉仕体験活動等、積極的に行うことが必要です。体験活動を行うことによって、教育活動をより一層充実したものにしていきます。

【 重点施策① 】 三宅島との交流（指導室）C

小金井市と三宅島は、友好都市盟約^{*16}を結び30年以上になります。三宅島の豊かな自然の中で様々な体験活動を行うとともに三宅島の子供との交流を通して豊かな人間性を育てます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
三宅島の子供との交流について検討	三宅島の子供とのメール交換やインターネット会議 ^{*17} の実施 三宅島での子供体験ツアー開催試行	三宅島での子供体験ツアー開催

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	試行

^{*16} 小金井市は、幕末の侠客小金井小次郎が三宅村に残した歴史的なゆかりを共通の絆として、昭和44年に小金井市の花「サクラ」を三宅村に、昭和51年には三宅村の花「ガクアジサイ」の苗木を小金井市に、互いに贈り合った。昭和53年10月に三宅村との友好都市盟約を結び、相互に交流し、理解と親善を深めている。

^{*17} インターネット回線を使用し、パソコンに専用カメラを取り付けるだけで簡単に相手の顔を見ながら会話できる会議

(6) 家庭教育

家庭は、子供たちに基本的な生活習慣^{※18}や社会のきまりごと、学習習慣などを身に付ける教育の原点であるといえます。そこで、よりよく子供たちを育てるために学校と家庭の連携をさらに強化し、家庭教育の充実を図ります。

【 重点施策① 】 家庭学習のすすめの作成（指導室）B

家庭学習の意義や、学習時間の目安、学習計画の立て方などを示した家庭学習のすすめ「小金井の子供の学習（仮称）」を作成して、家庭での学習習慣の確立やそのための方法などについて啓発していきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
検討	小学校用、中学校用とも1年ごとに改訂し配布を実施	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	充実	充実

※18 子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。しかしながら、最近の子供たちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れている。こうした今日の子供の基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている。

【 重点施策② 】 保護者向け資料の作成（指導室、生涯学習課） B

中学生の保護者向け資料「ハートコンタクト」^{※19}の小学生版を作成し、小1プロブレム^{※20}の解消に努めます。小学生や中学生の学校生活や家庭生活における課題を示し、その解決方法について、各家庭に啓発していきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
「小学生版ハートコンタクト」作成の検討	「小学生版ハートコンタクト」作成、配布	「小学生版ハートコンタクト」と「中学生版ハートコンタクト」の隔年作成

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	実施	継続

※19 中学校の生活指導主任が中心となり作成した冊子。中学1年生の保護者に配布し、思春期の子供の心の変化や親としてのかかわり方等をアドバイスしている。

※20 小学校に入学したばかりの一部の小学生が、集団行動がとれない、授業中座ってられない、教師の話を受けないなどの状態が続く状態

2 知育・徳育・体育の推進

(7) わかる・できる・活かす授業

子供たちが確かな学力^{※21}を身に付けるために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを活用する学習活動を積極的に実施し、思考力^{※22}・判断力^{※23}・表現力^{※24}等を育成します。

【 重点施策① 】 授業力向上研修会（指導室）B

市立小・中学校には、優れた指導力をもつ教員が大勢います。そのような教員の授業を各種教員研修会で参観し、よりよい授業を目指した研究協議会を実施し、授業力の向上を図ります。現在の小金井市教育研究会^{※25}とも連携を図り、教科ごとの研究授業^{※26}を充実していきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
検討	優れた指導力をもつ教員を教育委員会が表彰	優れた指導力をもつ教員の活用

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	試行	試行

※21 確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものである。

※22 思考とは、子供が既有経験をもとにして対象に働きかけ、様々な情報を得て、それらを既有の体系と意味付けたり、関係付けたりして新しい体系を創りだしていくことである。

※23 判断とは、子供が目標に照らして獲得したいろいろな情報について重みを付けたり、価値を付けたりすることである。

※24 表現は、対象に働きかけて得られた情報を目的に合わせて的確に表すことである。

※25 市立小・中学校教職員で組織され、研究と研修を通して、市の教育に寄与することを目的としている。

※26 よりよい授業の在り方を求めて、研究的、実験的に行う授業のことで、主に講師等に授業を見てもらい指導・助言を受け、授業の改善を図る。

【 重点施策② 】 授業公開等の充実（指導室） A

すべての市立小・中学校では地域に信頼される学校を目指し、地域に開かれた学校づくりを行っています。多くの保護者や地域の方に授業を公開する機会をもつことは、教員にとっても授業の改善が図られます。また教員同士で研究授業を行い、よりよい授業のための協議会を行う機会を増やして、教員の授業力の向上を図ります。

平成 22 年度	→	平成 28 年度	→	到達目標
授業公開・研究授業の充実		全教員が年 1 回研究授業を実施		継続

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
充実	充実	充実	充実	充実

【 重点施策③ 】 子供の学習に関する実態把握（指導室） A

「授業が楽しいか」、「勉強が好きか」など子供の学習に関するアンケートを実施し、課題を明確にすることから授業改善の方法が見えてきます。各学校で定期的にアンケートを実施します。

また、よりよい授業を目指すには、教員が児童・生徒からの評価を受けることも必要です。教員はその評価を分析して、授業の改善に生かしていきます。

平成22年度	→ 平成28年度	→ 到達目標
学習に関するアンケート・児童・生徒の授業評価の検討	市で統一様式を作成し、実施	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	試行	実施	継続	継続

【 重点施策④ 】 体験活動の充実（指導室）A

「わかる・できる・活かす」授業をめざすために基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用する学習活動を積極的に実施します。幼児からの体験活動、移動教室や林間学校^{※27}等はもちろん、新聞づくり、学習発表会、地域での野外観察、校外授業等の体験活動をセカンドスクール^{※28}を視野に入れて充実します。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
体験活動の充実		充実		体験活動の充実

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※27 平成22年度現在市立小・中学校では、小学校第5学年「海の移動教室（勝浦市鶴原）」2泊3日、小学校第6学年「林間学校（北杜市清里）」3泊4日、中学校第2学年「山の移動教室（茅野市蓼科）」2泊3日、中学校第3学年「修学旅行（主に京都・奈良方面）」2泊3日を実施している。

※28 ふだんの学校生活では、なかなかできない体験学習を、授業の一部として、自然豊かな農山漁村に長期滞在して行うもの

【 重点施策⑤ 】 補習授業等の充実（指導室）A

すべての子供が確かな学力を身に付けるために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させます。そのためには、学生ボランティア^{※29}等を活用して授業でわからなかったところを放課後勉強する補習授業を行ったり、夏季休業日に補充学習や実験・実技教室等を行ったりしていきます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
補習授業等の試行		補習授業等の全校実施		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※29 現在でも近隣の大学生等がボランティアで学校の教育活動の支援を行っている。主な活動内容は、学習指導への指導補助、学校行事の指導補助、部活動の指導補助などである。平成21年度は184名の登録数があった。

(8) 読書活動と学校図書館

読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、読解力や思考力を身に付け、想像力をはぐくむなど、人生を豊かにする上で欠かせないものです。子供たちが本に親しみ、読書習慣を身に付けることができるように、「小金井市子ども読書活動推進計画」^{※30}に基づきながら、子供たちの読書活動と学校図書館の充実を図ります。

【 重点施策① 】 「小金井市学校読書活動推進月間」の設定（指導室）B

読書活動推進月間を設定し、この期間に市内の学校や施設等において学校の読書活動を紹介する展示等を行い、各学校の読書活動を推進します。

また、小金井市では、平成17年度から「小金井市読書感想文コンクール」^{※31}を実施しています。今後もコンクールを実施し、子供たちの読書活動の表彰を行っていきます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
学校読書活動推進委員会で検討		読書活動推進月間の実施		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	充実	充実

※30 「第1次小金井市子ども読書活動推進計画」（平成16年3月）が「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子供の読書環境の改善を図り、読書活動を推進する目的で策定された。現在は「第2次小金井市子ども読書活動推進計画」（平成21年5月）の下、読書活動を推進している。

※31 「小金井市子ども読書活動推進計画」に基づき、平成17年度から市立小・中学校の児童・生徒を対象に、夏季休業日後の9月に読書感想文を募集している。優秀な作品を表彰することで児童・生徒の読書活動の推進を図っている。

【 重点施策② 】 学校図書館補助員^{※32}の配置と読書活動の充実（指導室） C

各校に配置されている学校図書館補助員を拡充します。学校が、学校図書館補助員、市立図書館、保護者、地域の読書サークルなどと連携して読み聞かせやブックトーク^{※33}など、朝読書や読書旬間等の活動を活発に行えるようにして、読書活動の一層の充実を図ります。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
学校図書館補助員の配置拡充の検討		充実		学校図書館補助員を1日5時間週5日配置

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	試行

※32 学校図書館運営の支援、読書活動の支援等をするために小・中学校に司書の有資格者を配置している。

※33 アメリカの図書館で始まった読書指導法で、特定のテーマに関する何冊かの本を批評や解説を加えながら順々に紹介していくもの。子供が自分の好きな本と出会ういい機会となっている。

(9) 情報教育^{※34}

小金井市では、各校にコンピュータが設置され、インターネットに接続できます。デジタルテレビも導入されました。こうしたICT^{※35}を活用し、各教科の学習活動を充実させるとともに、子供たちにインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーを身に付ける学習を進めます。また、ICTを活用することができるように、教員対象の研修会を実施します。

【 重点施策① 】 情報モラルの向上（指導室）A

家庭・地域との連携の下、ICTの正しい使い方やインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーを身に付けるための情報モラル教育の充実を図ります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
教員対象に情報モラルの効果的な指導法について研修会を実施 セーフティ教室 ^{※36} 等で、情報モラルについての公開授業を実施	継続	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

※34 情報教育は情報活用能力の育成を目指した教育である。情報活用能力は次の4つの内容である。①情報の判断、選択、整理、処理能力及び新たな情報の創造、伝達能力 ②情報化社会の特質、情報化の社会や人間に対する影響の理解 ③情報の重要性の認識、情報に対する責任感 ④情報科学の基礎及び情報手段（特にコンピュータ）の特徴の理解、基礎的な操作能力の習得

※35 《 information and communication technology 》情報通信技術。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

※36 すべての小・中学校が、警察署・少年センターの職員等をゲストティーチャーとして招くなどして、子供たちに非行防止や犯罪から身を守る教室を実施している。

【 重点施策② 】 情報活用能力向上のための研修会の実施（指導室） A

I C Tを円滑かつ効果的に活用するために、教員対象の研修会を実施し、教員の情報活用能力の向上を図ります。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
教員対象にI C T活用 能力向上のための研修 会を実施		継続		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

(10) 科学教育^{※37}

理科教育は、科学技術大国日本を支える基盤となるものであり、科学技術水準の確保という点においても大変重要なものです。しかし、国の調査等では、子供たちの理科離れが指摘されています。

そこで小金井市では、近隣の学校と連携し科学技術教育を推進する環境の充実を図り、理科好きの子供を育てます。

【 重点施策① 】 近隣大学等の連携（指導室、生涯学習課） B

小金井市では、毎年東京学芸大学等と連携して「青少年のための科学の祭典」を開催しています。科学技術教育を推進するため、近隣大学や企業とのさらなる連携を図ります。体験的な活動をとおして、理科に興味のある児童・生徒を育てるために、学校への「出前授業」^{※38}や夏季休業期間中の「科学講座」^{※39}の開催を推進します。

平成22年度	平成28年度	到達目標
出前授業、科学講座の開催の検討	充実	出前授業、科学講座の実施

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	試行	充実

※37 自然科学に関する知識・態度を養う教育

※38 外部の人がゲストティーチャーとして、学校を訪問し実施する授業

※39 小・中学生を対象に、科学に興味をもたせるような実験等を行う科学教室等

【 重点施策② 】 理科支援員^{※40}の配置（指導室）A

小学校に理科支援員を配置し、理科の授業における観察・実験等の活動の充実を図ります。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
各小学校に理科支援員を配置		充実		充実

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※40 小学校全校に理工系、理科専攻の学生、理科教育に関心のあるものを配置することで、実験・観察活動の個に応じた指導の充実、実験活動における児童の安全管理を徹底し、より一層の理科学習の充実を図っている。

(11) 道徳教育^{※41}

道徳教育は、各教科、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）等の教育活動全般をとおして行うことが大切です。その要となるのが道徳の授業^{※42}です。学校における道徳教育の充実を図ることにより、家庭や地域と連携した心の教育を推進します。

【 重点施策① 】 家庭や地域と連携した道徳教育の推進（指導室） A

道徳教育は、学校だけではなく、家庭や地域が連携して実施することにより、児童・生徒の道徳性がさらに深化します。学校・家庭・地域の連携を生かした道徳授業を実施し、道徳教育の一層の充実を図ります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
保護者や地域の方をゲストティーチャー ^{※43} とした道徳授業の試行	全小・中学校で保護者や地域の方をゲストティーチャーとした道徳授業の実施	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
試行	試行	実施	継続	継続

※41 道徳教育は、児童・生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものである。

※42 道徳の時間は教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、計画的、発展的な指導を行うものである。

※43 例えば、特技や専門知識を生かした話題や児童・生徒へのメッセージを語ったり、伝統文化の継承者、国際理解活動の関係者等から実体験に基づいて語ってもらったりするなど講師として招くことは、児童・生徒にとって効果的である。

【 重点施策② 】 道徳副読本の配布（指導室）B

道徳教育の充実を図るために、平成21年度に小学校1～3年生、平成22年度に小学校4～6年生に各学年80冊の道徳副読本^{※44}を配布しました。平成23年度には、中学校に配布する予定です。

小・中学校への道徳副読本の配布を継続します。

平成22年度	平成28年度	到達目標
小学校4～6年生に80冊ずつ配布、全学年への配布拡充の検討	隔年ごとに小学校4～6年生、小学校1～3年生、中学生のサイクルで配布	毎年、小・中学校へ配布

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	試行	試行

※44 道徳の時間に生かす教材は、児童・生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手掛かりとして極めて大きな意味をもち、互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

(12) 体力の向上

子供たちの体力・運動能力の低下が問題となっています。国の「教育振興基本計画」^{※45}では、昭和60年頃の体力水準^{※46}まで回復することを目指しています。体力調査の結果を踏まえ、体育や部活動、体育的活動のさらなる充実を図ることで、体力や運動技能を向上させるとともに、将来にわたって運動に親しむ態度を養います。

【 重点施策① 】 一校一運動の推進（指導室）A

平成21年度から中学生小金井マラソン^{※47}を開催しています。学校では、体育の授業だけでなく、なわとび週間や持久走週間などを実施して体力の向上に努めています。学校ごとに力を入れて取り組む体育的活動を設定し、体力のさらなる向上を図るとともに運動が好きな児童・生徒を増やします。

平成22年度	平成28年度	到達目標
各学校における体育的活動の試行	各学校における体育的活動の実施	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施	継続	継続	継続	継続

※45 平成20年7月1日、教育基本法に基づき政府として初めて策定した計画。教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するものである。

※46 昭和60年頃から子どもの体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満などの生活習慣病の増加が課題となっている

※47 小金井市の中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び児童・生徒の競技力の向上を目的とし、本大会において、東京都教育委員会主催中学生「東京駅伝」に参加する小金井代表選手を選考する。

【 重点施策② 】 体力調査の実施（指導室）B

平成22年度に体力向上推進委員会^{*48}を設置しました。児童・生徒の体力の実態を把握するために各校で体力調査を実施し、分析します。各学校で、児童・生徒の運動特性に応じた体育や体育的活動の改善に取り組み、体力のさらなる向上を図ります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
体力向上推進委員会の設置、体力調査の検討	小学校5年生と中学校2年生の体力調査の実施及び結果分析の委託	全学校全学年での体力調査の実施及び結果分析の委託

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	試行	試行

*48 各小・中学校から体力向上を推進する役割を担う教員1名と担当管理職等から組織される。

【 重点施策③ 】 食育の推進（学務課・指導室）C

平成21年度から各小・中学校では食育リーダーの教員を中心に食に関する指導を計画的に進めています。食育リーダー会議では、給食指導や家庭科の授業等における食に関する学習の実践研究を行っています。学校での食育の推進とともに家庭における食生活の大切さの理解を図ります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
学校での食に関する指導の計画策定 リーフレットの検討	家庭での食生活に関するリーフレットの作成・配布	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	試行

(13) 特別支援教育

平成19年度に特別支援教育^{※49}が実施され、ADHD（注意欠陥多動性障害）^{※50}やLD（学習障害）^{※51}の子供など、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子供たちに対しても、実態に応じた支援を進めています。特別支援学級の充実も図り、特別支援教育をさらに推進していきます。

【 重点施策① 】 特別支援教室^{※52}の確保（庶務課・学務課・指導室）B

特別な支援が必要な児童・生徒は、個別指導を受けたり、気分転換をし、冷静さを取り戻したりするために教育相談室^{※53}や保健室を利用しています。こうした児童・生徒への支援をさらに充実させるために特別支援教室を設置します。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
検討		各校に特別支援教室を設置		継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	試行	試行	充実

※49 障害のある幼児児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※50 注意欠陥／多動性障害のこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

※51 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。（平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）

※52 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。

※53 いじめ、不登校、学力不振、就学相談、情緒不安定、友達とのトラブル、学校生活、家庭生活、その他子供に関する問題について相談する施設のこと。

【 重点施策② 】 特別支援学級の増設（庶務課・学務課・指導室） A

特別な支援を必要とする児童・生徒は増えてきています。計画的に特別支援学級を開設することで、一人一人の児童・生徒へ対応した指導のさらなる充実を図ります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
特別支援学級（固定学級、 <u>通級指導学級</u> ^{※54} ）の開設を検討	充実	知的障害学級（固定学級） 小学校3校 中学校2校 情緒障害等学級（通級指導学級） 小学校3校 中学校1校

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
試行	充実	充実	充実	充実

※54 教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍し、学習の一部を小・中学校に設置された学級に通級する。

【 重点施策③ 】 特別支援教育支援員の配置（指導室） A

特別支援教育支援員として学習指導員^{※55}を小・中学校各校に配置し、個別指導や学習のサポートをしています。個別指導等の要請は増えてきています。特別支援教育支援員の拡充を進め、特別な支援が必要な児童・生徒への支援をさらに充実させていきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
学習指導員を小学校に配置 中学校通級指導学級に配置 配置拡充の検討	充実	実施 学習指導員に加え、特別支援教育支援員を各校1人ずつ配置する。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
試行	充実	充実	充実	充実

※55 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な個別指導を行う教員免許をもつ指導員

3 教育環境の整備

(14) 新しい学校評価 ^{※56}

校長のリーダーシップのもとに特色ある学校づくりを進めるために、学校評価を適切に行い、学校の教育活動を積極的に保護者や地域に対し説明し、効率的で透明性の高い学校経営を支援します。

【 重点施策① 】 学校評価の推進（指導室）C

学校は学校経営計画^{※57}のもと特色ある教育活動を進めています。その重点取組等について保護者や地域に説明し、保護者や地域から評価をしてもらい学校づくりを進めています。今後は、学校の自己評価と保護者や地域等関係者による評価だけでなく、有識者等の第三者評価^{※58}を導入していきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
第三者評価の検討	第三者評価の試行	全小・中学校で、第三者評価の実施

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	試行

※56 児童・生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。平成19年6月に学校教育法を改正し、第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43条において学校の積極的な情報提供についての規定を新たに設けた。学校教育法第42条の規定を受けて、学校教育法施行規則を平成19年10月に改正し、自己評価の実施・公表（第66条）、保護者など学校関係者による評価の実施・公表（第67条）、それらの評価結果の設置者への報告（第68条）について、新たに規定した。

※57 学校が中・長期的な展望に立ち、当該年度の学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の具体的な目標と方策を設定して、教職員全員がその具体的な目標に向かい協働体制を確立し、学校の自律的な改革と教育の質的向上を図るため、策定するもの

※58 学校に直接かかわりをもたない専門家等が自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うこと。

(15) 情報環境

教育用コンピュータ、デジタルテレビ、校内LAN^{*59}などの導入・整備と効果的な活用を支援し、子供たちに質の高い教育環境を整備します。

【 重点施策① 】 情報教育アドバイザー^{*60}派遣の充実（指導室）C

学校に配置されたコンピュータ機器、地上デジタルテレビを活用した授業をサポートする情報教育アドバイザーを拡充して配置し、授業のサポートや情報機器のメンテナンスを行える体制をつくります。

平成22年度	平成28年度	到達目標
情報教育アドバイザーの拡充の検討	全小・中学校へ情報教育アドバイザーを1週間に1日派遣	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	検討

*59 学校内にあるコンピュータやプリンターなどをネットワークケーブルによって接続したネットワークのこと。

*60 豊富な経験及び実績をもち、その専門性や適格性からコンピュータ機器や地上デジタルテレビを活用した授業をサポートする人のこと。

【 重点施策② 】 コンピュータ管理業務者派遣の充実（指導室） A

コンピュータの保守、点検、整備、コンピュータ操作、活用に係る助言・相談を行うコンピュータ管理業務者^{*61}を現在の1名から増員し、各学校に必要なに応じて派遣します。

平成22年度	平成28年度	到達目標
コンピュータ管理業務者（ICT支援員）を3名増員試行	コンピュータ管理業務者の増員充実	全小・中学校に週1日派遣

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

*61 技術士（電気・電子部門）及びシステムアドミニストレータの資格をもち学校のコンピュータのメンテナンスをする委託業務のこと。

【 重点施策③ 】 教育用コンテンツ^{※62}管理システムの構築（庶務課・学務課・指導室・図書館）C

教員1人に1台校務用パソコン^{※63}を配置し、校内LAN敷設により業務の効率化を図り校務を軽減します。さらに各学校間、市立図書館、教育委員会ともネットワークを結んでいきます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
校内コンピュータ環境の整備、ネットワークの検討	教育委員会等とのネットワークの試行	情報センターを設置し学校・教育委員会を結ぶネットワークの実施

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	検討

※62 教育用コンテンツとは、コンピュータやネットワークを活用して、「分かる授業」「楽しい授業」、さらには、「主体的な学習」「個性に応じた学習」などを実現するための電子教材（学習ソフトウェア、静止画、動画など）のこと。

※63 学校の教員が校務を行うためのパソコンのこと。

(16) 教育相談・適応指導

不登校^{※64}等の課題に対応するため、スクールカウンセラー^{※65}の派遣など学校の相談機能を充実させ、教育相談所^{※66}やもくせい教室^{※67}等、相談機関との連携を深め、心の問題の解決を図ります。

【 重点施策① 】 スクールカウンセラー派遣の充実（指導室） C

現在、スクールカウンセラーは小学校に週2日12時間、中学校は週2日14時間派遣されていますが、いじめ、不登校等の問題を早期発見・早期対応するために、子供たちが困っていることを気軽に相談できるように派遣時間を拡充します。

平成22年度	平成28年度	到達目標
全小・中学校の派遣の拡充の検討	全小・中学校の派遣の充実	全小・中学校に週5日配置

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検討	検討	検討	検討	試行

※64 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

※65 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業のこと。

※66 いじめ、不登校、学力不振、就学相談、情緒不安定、友達とのトラブル、学校生活、家庭生活、その他子供に関する問題について相談する施設のこと。

※67 小金井市立小・中学校の児童・生徒で、集団生活や学校生活になじめず、学校に行けなくて悩んでいる子供たちに、学習や様々な活動を通して人とのふれあいの場を提供する施設のこと。様々な体験を通して、自立心を養い、集団生活への適応力を高め、学校へ行けるよう支援している。

【 重点施策② 】 スクールソーシャルワーカーの派遣（指導室） A

いじめ・不登校や虐待^{※68}が疑われる児童・生徒及び問題行動^{※69}傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るために、専門的な資格をもつスクールソーシャルワーカー^{※70}を派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行います。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
試行		学校の要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣の充実		スクールソーシャルワーカーの全校配置

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
試行	試行	試行	試行	試行

※68 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）において、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為をすること」と定義されている（第2条）。同条において記されている行為とは、次の4点である。身体的虐待（児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。）、性的虐待（児童に猥褻行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、見せたりすること。）、ネグレクト（育児放棄、監護放棄のこと。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。）、心理的虐待（児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。）」

※69 文部科学省で実施している「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為、いじめ、不登校、自殺を問題行動として挙げている。

※70 社会福祉士のこと。職業として社会福祉事業に従事する専門家をいい、昭和62年に国家資格となった。

(17) 学校施設

子供たちがのびのびと学校生活を送り、心豊かに成長するためには、ゆとりと潤いのある教育環境づくりが必要です。校庭の芝生化や太陽光発電設備の導入を推進していきます。

【 重点施策① 】 特別支援学級^{※71}の冷暖房設備の整備（庶務課・学務課） A

特別支援学級には、体温調節が苦手な児童・生徒が在籍します。特別支援学級の子供たちが、集中して学習できるように、冷暖房設備の設置を進めます。

平成22年度	平成28年度	到達目標
梅の実学級 ^{※72} 、6組 ^{※73} の教室に冷暖房設備の設置の試行	梅の実学級、さくら学級の各教室に設置	継続

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※71 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のためにおかれた学級のこと。学校教育法（昭和22年法律第26号）の第81条に規定があり、これに基づいた学級のことである。

※72 梅の実学級とは、小金井第一小学校に設置された特別支援学級のこと。

※73 6組とは、小金井第二中学校に設置された特別支援学級のこと。

【 重点施策② 】 校庭の芝生化の推進（庶務課） A

小金井市では、校庭の芝生化^{※74}を進めています。各小・中学校の実態に応じ、緑化の推進やヒートアイランド対策、環境保全の意識を高めるためにも校庭の芝生化を推進していきます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
校庭芝生化の試行		校庭芝生化の充実		校庭芝生化の全校実施

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※74 学校の校庭を砂地ではなく、芝生を植樹すること。このことにより、ヒートアイランド対策や緑化対策に加え、子供たちへの教育効果をもたらしている。

【 重点施策③ 】 太陽光発電や風力発電の推進（庶務課） A

小金井市では、学校への太陽光発電^{※75}や風力発電^{※76}の導入を進めています。各学校の実態に応じ、太陽光発電や風力発電の導入を推進し、温室効果ガス排出量の削減^{※77}を図るとともに環境問題や環境保全の学習に活用していきます。

平成22年度	→	平成28年度	→	到達目標
設置校での取組成果の周知と設置の試行		設置の充実		全小・中学校に設置

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
充実	充実	充実	充実	充実

※75 太陽電池などを利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する装置のこと。

※76 風のエネルギーを利用して得た動力で発電機を駆動する方式の発電のこと。

※77 温室効果をもたらす気体（主に二酸化炭素CO₂）の排出量を削減すること。

V 「明日の小金井教育プラン」の実現に向けて

「明日の小金井教育プラン ～学校教育の未来のために～」は、「小金井らしさの醸成」「知育・徳育・体育の推進」「教育環境の整備」の3つの視点をもとに、17の取組を掲げ、それぞれの取組に1つから5つ、合計38の重点施策を示しました。

この教育プランは、実施計画や行動計画という性格のものではなく、5年程度を期間とした中期的な目標と、長期的な到達目標を掲げています。しかしながら、「すぐにできる」「すぐに行わなければならない」施策や緊急な施策については、前倒しの実施を目指します。

一方、今日のように社会状況が日々刻々と変化する時代の中で、教育プランを効果的に推進していくためには、何年後かの目標を現時点で固定的に決めるのではなく、一定の方向性を確認した上で、施策の進捗状況や社会状況の変化に応じて、その時点その時点での的確な修正を行っていくことが大切です。

そのためには、どこまで実現したのか、その進捗状況を把握する必要があります。教育委員会で、年度ごとに評価・検証していきます。

そして平成27年度には、次の5年間を見据えた第2次教育プランの策定を考えています。

また、この教育プラン実現のためには、学校関係者をはじめとして、保護者、地域、関係団体などの理解と協力が必要です。そのためには、教育プランの理念や施策だけでなく、学校教育にかかわる幅広い情報の周知に努め「明日の小金井教育プラン」を実現に向けて取り組んでいきます。

VI 参考資料

明日の小金井教育プラン策定経過

平成21年

- 5月14日 教育プラン策定検討会議準備会を開催
- 5月12日 第5回教育委員会定例会にて教育プラン策定方針について報告
- 6月26日 教育プラン検討会議（第1回）を開催
- 7月24日 教育プラン検討会議（第2回）を開催
- 8月3日 教育プラン検討会議（第3回）を開催
- 8月20日 教育プラン検討会議（第4回）を開催
- 11月26日 教育プラン検討会議（第5回）を開催
- 12月25日 教育プラン検討会議（第6回）を開催

平成22年

- 1月12日 教育プラン検討会議（第7回）を開催
- 4月13日 第4回教育委員会定例会にてパブリックコメント案について協議
- 5月11日 第5回教育委員会定例会にてパブリックコメント案について協議
- 7月1日 パブリックコメントを実施（8月2日まで）
- 8月24日 第9回教育委員会定例会にてパブリックコメント実施結果について協議
- 10月1日 パブリックコメント実施結果の公表（11月2日まで）
- 10月12日 第10回教育委員会定例会にて「明日の小金井教育プラン」について協議
- 11月9日 第11回教育委員会定例会にて「明日の小金井教育プラン」を可決

小金井市教育プラン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）を策定するため、小金井市教育プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 教育プランの素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教育部長
- (2) 校長（小学校1人、中学校1人）
- (3) 副校長（小学校1人、中学校1人）
- (4) 主幹教諭（小学校1人、中学校1人）
- (5) 庶務課長
- (6) 学務課長
- (7) 指導室長

2 検討会議に会長を置き、学校教育部長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係部課等の職員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、学校教育部庶務課及び指導室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

小金井市教育プラン検討会議名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
学校教育部長	○小 林 美 都 江
小金井第一小学校長	釧 持 勉
小金井第一中学校長	山 本 修 司
小金井第二小学校 副校長	大 谷 明
緑中学校 副校長	清 水 実
緑小学校 主幹教諭	佐々木 信一
東中学校 主幹教諭	赤 堀 柳 枝
庶務課長	内 田 泰 彦
学務課長	前 島 賢
指導室長	豊 岡 弘 敏

任期:平成21年6月～平成22年1月

○:会長

教育プラン検討会議における検討内容

第1回	H21. 6. 26	教育プランのプロットについて 小金井市の教育の現状について
第2回	H21. 7. 24	具体策に関する検討 ①基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成について ②基本方針2「個性」と「創造力」の伸長について ③基本方針3「信頼される学校づくり」と「確かな学力」について
第3回	H21. 8. 3	具体策に関する検討 ①基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成について ②基本方針2「個性」と「創造力」の伸長について ③基本方針3「信頼される学校づくり」と「確かな学力」について
第4回	H21. 8. 20	素案（案）に関する検討 (1)「Ⅰ『明日の小金井教育プラン』の策定の趣旨」について (2)「Ⅱ小金井市の教育の基本的な考え方」について ①位置付け、性格等 ②小金井市の教育が目指すもの ③体系図 (3)「Ⅲ施策の展開」について ①幅広い知識と教養
第5回	H21. 11. 26	素案（案）に関する検討 (1)「Ⅰ『明日の小金井教育プラン』の策定の趣旨」について (2)「Ⅱ小金井市の教育の基本的な考え方」について ①位置付け、性格等 ②小金井市の教育が目指すもの ③体系図 (3)「Ⅲ施策の展開」について
第6回	H21. 12. 25	素案（案）に関する検討 (1)「Ⅲ施策の展開」について
第7回	H22. 1. 12	素案（案）に関する検討 (1)「Ⅲ施策の展開」について (2)「Ⅳ『明日の小金井教育プラン』の実現に向けて」について

明日の小金井教育プラン（案）に対するパブリックコメント実施概要

- 1 対 象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体
- 2 提出期間 平成22年7月1日（木）～平成22年8月2日（月）
- 3 周知方法 庶務課（市役所第二庁舎7階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、市立小・中学校、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館及び保健センターで冊子を配布、その他市報7月1日号、市のホームページに掲載
- 4 配布実績数 99部
- 5 寄せられた意見数 6人（25件）
- 6 意見の検討等 第9回教育委員会定例会にて協議の上、公表

明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
1-1	6、34 ～36	IV-2-(13) 特別支援教育 ①特別支援教室の確保、②特別支援学級の増設、③特別支援教育支援員の配置	P6及びP34～P36について 『小金井市子どもの権利に関する条例』第13条2項には、「育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません」と規定されています。この項を現実のものとするには、特別支援教室の確保、特別支援学級の増設、特別支援教育支援員の配置が、「到達目標として10年程度先を考えています」というのは、約1割の子どもが何らかの発達障害を抱えるといわれる今日の実情と照らしても対策が遅すぎるのではないのでしょうか。前倒しの実施を希望します。	到達目標は10年程度先を考えていますが、46ページにありますように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行います。 また、34ページにありますように、現在も特別な支援を必要とする子供たちに対して、実態に応じた支援を進めています。 35・36ページの特別支援学級の増設、特別支援教育支援員の配置は最優先施策とし、充実していきます。合わせて、特別支援教室の確保等について検討していきます。
2-1	34	IV-2-(13) 特別支援教育 ①特別支援教室の確保、③特別支援教育支援員の配置	P34(13) 特別支援教育 特別支援教室の設置は、今すぐにも必要です。特別支援教育を必要とする児童・生徒は各校10%はいると言われている時代です。担任一人の力ではどうにもならない現状をふまえ設置は、今すぐに！ また、P36学習指導員と特別支援教育支援員の各校への配置も今すぐをお願いしたいところです。 特別支援教育は、子どもへの支援だけでなく、保護者への支援も大切です。保護者を支えながらでないとうまく機能していきません。 そのためには人的配置はとても大切です。	特別支援教育の充実を図ってまいります。 46ページにありますように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行います。
2-2	41	IV-3-(16) 教育相談・適応指導 ①スクールカウンセラー派遣の充実、②ソーシャルワーカーの派遣	P41(16) 教育相談・適応指導 スクールカウンセラー派遣については、週5日を早急に実現させてください。親子共々悩みを抱えている人が増えてきています。また、ソーシャルワーカーの派遣も至急実現させてほしいところです。	スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの果たす役割は大きいと考えます。46ページにありますように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行います。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			家庭生活について踏み込めない教育の立場からすると、子どもを守る上でもソーシャルワーカーと連携がとても大切になってきています。	
2-3	44、45	IV-3-(17)学校施設 ②校庭の芝生化の推進、③太陽光発電や風力発電の推進	P44、45 校舎のあちこちに故障がでてきています。新しいことを始める前に校舎、体育館をもう一度しっかり点検し、改修などを考えてください。	本市では、児童生徒の安全性の確保と、災害時には、学校が地域住民の一時避難場所となることから、学校施設整備の最優先課題として取り組んできたことにより、平成20年度に全ての小中学校の校舎および体育館の耐震化が完了しました。一方、学校施設の老朽化による学習環境の悪化に対する改善等の課題が増えていることから、財政状況も踏まえ、施設整備の課題の優先度を比較検討し、より効率的・効果的な施設整備の計画が必要であると考えています。現在、学校施設整備の優先度を検討する上では、学校とのヒアリングや職員による現地調査の他に、遊具の安全や水道管の漏水等といった点検調査委託等を定期的に行うことにより、施設改修のひとつの指標としており、毎年一定の改善を図っているところです。しかしながら、老朽化に伴う施設の改善整備については、なかなか一気には対応が困難なところではありますが、できる限り補助金等を活用しながら、児童生徒にとっての快適な学習環境の整備として、校庭の芝生化等の事業を計画しているところですので、御理解をいただきたいと考えています。
3-1	4～7	II 小金井市教育委員会の教育目標と基本方針、III「明日の小金井教育プラン」の基本的な考え方	P2 基本方針、1 教育目標 4～7 時代や経済社会の変化に対応していく教育にふりまわされることのないものを期待したい。ゆとりから競争の転換は戦後度々繰り返されてきた。子どもたちがうける教育が国民の育成である点はいなめないが(ちなみに政権交代して施策の継続はあるものの大きく教育が変化するのではと感じるがそのうごきはどうかとり入れていくのか	軸足がぶれることのない小金井の教育を進めていきます。2 ページにありますように、明日の我が国と小金井を担う子供たちが元気に育つことを願い、小金井市の学校教育の未来のために策定します。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			いそいでつくりすぎた感あり。)国民として以前に人としてよりよく育つものになってほしい。	
3-2	8	IV-1-(1) 特色ある教育	P8施策の展開 小金井らしさをどのようにとらえているのかわからない 各校の特色が集まると小金井らしいのか。小金井という地域の特色をいかしたものをとり入れるのが小金井らしいと感じるのがふつうの感覚だと思うがどうか。各校の特色(教科教育等)をだすことで学校間隔差は広がらないのか。学校を選べないのに(選べるのがよいとは思っていないが)学校でちがうことは保護者の不安をあおる。	5ページにありますように、小金井らしさとして、積極的に地域にかかわり社会に役立とうとする子供、小金井を愛し社会に貢献する心と、先人が築き上げてきた伝統や文化を大切にしつつ新たな挑戦をしていく意欲を育てる学校や地域を考えています。そのために5つの取組を示しました。8ページの特色ある教育は、教科等の学習指導要領に示された内容に加え、各学校が小金井という地域の特色等を生かしたものを取り入れてまいります。また、発表会を通して、各学校が情報交換し、特色ある教育活動を共有することで、教育活動が充実すると思えます。
3-3	10	IV-1-(2) 人権教育 ②子どもの権利に関する条例の学校への周知	P10(2)人権教育 小金井市には子どもの権利条例 リーフレットだけではなく、てびき等をつくり、子ども自身が育つ主体であることを教育の場でも学ぶ機会をつくってほしい。	10ページにありますように、「小金井市子どもの権利に関する条例」を人権教育の推進に生かしていきます。
3-4	11、12	IV-1-(3) 社会貢献活動 ①ボランティアカードの活用②ボランティア活動の表彰と紹介	P11、12ボランティアが内申点に関わると保護者の多くが思っています。成績のためのボランティアが貢献、意欲をたかめることになるのか、表彰等はあおることになるのではとかんじます。またうけ入れ側も成長過程にある子どもたちとどう接するのかの研修が必要と思います。	11ページにありますように、子供たちの社会に貢献する心を一層はぐくむことができるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子供たちの参加意欲をさらに高めていきます。また、各学校へボランティア活動の趣旨の徹底を図っていきます。
3-5	21	IV-2-(7) わかる・できる・活かす授業 ④体験活動の充実	P21体験活動の充実 小金井市には市立の幼稚園がないので残念 五感を育てる教育は小学校ではおそいと思う。イベント的な体験ではなく原体験をふやすことが大切 環境学習のような知的なあとづけは幼児から小学校の低学年のうちに外あそびを通して感覚的によさを知らないと定着しにくいのではないかと思う。	学校教育の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用する学習活動につなげるためには、幼児からの体験活動も増やすことが大切であると考え、意見の趣旨を反映していきます。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
3-6	16	IV-1-(6) 家庭教育	P16 家庭教育(家庭にまで指導がおよぶことがよいとは思っていない) 家庭が画一的でなくなった現代では子どもが一番の被害者。おそくまでおきたくて(おこしたくて)いるわけではないが母の帰宅をまって食事となればおそくなることは必常。こうあればいいというのはわかるが、うまくとり入れないと家庭をぎすぎすさせてしまう。	よりよく子供たちを育てるためには、どうあるべきか学校と家庭が共に考えていけるよう連携をさらに進め、家庭教育の充実を図っていきます。また、子供たち自身が自分の家庭を肯定的にとらえられるように支援していきます。
4-1	8	IV-1-(1) 特色ある教育	P8<特色ある教育>特色づくりを急ぐことなく、子どもたちや教職員の実態や意向を大切に、無理のない取り組みになることを願っています。各校内の合意をていねいに積み重ねていくことを大切にしてください。発表会のためということが優先すると、とかく無理が大きくなり、子どもたちの落ち着いた学習活動ができにくくなることもありがちなので、各校主体に、慎重にすすめて欲しいです。	8ページの特色ある教育は、教科等の学習指導要領に示された内容に加え、各学校が小金井という地域の特色等を生かしたものを取り入れてまいります。また、各校が主体的に進めていくことを支援していきます。
4-2	9、10	IV-1-(2) 人権教育	P9～10<人権教育>子どもたちに人権について学ばせることは、大変意義のあることだと思います。その際、子どもの認識の順番からいくと、まず、自分自身の人権がどのようなことなのか、どのように守られているのか、守られていないのかに目を向けることから始めてはどうかと思います。自分自身の体験を出し合い、聴き合う中で、どんなことが人権尊重なのか、人権侵害なのか、具体的に学んで欲しいです。体験的に獲得した人権感覚があれば、そこから出発して、身のまわりの他者も自分と同様に尊重すべき人だと理解しやすいと思います。ひいては、世界中のあらゆる人々を尊重することにつながるのではないのでしょうか。従って、重点施策は①と②の順番を入れかえた方が、指導過程としてスッキリするのではないかと思います。また、	どちらも人権にかかわる重要な課題であるととらえています。「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定)の中では、女性、子どもの順で示されています。また、小金井市子どもの権利に関する条例の活用の学習について、研究していきます。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			②は、条例の周知にとどまらず、それをどう活用するか学習が必要ではないでしょうか？	
4-3	11、12	IV-1-(3) 社会貢献活動 ①ボランティアカードの活用②ボランティア活動の表彰と紹介	P11～12<社会貢献活動>カードや表彰は、ボランティア活動の本質を未理解の子どもたちにとっては、ボランティア活動を人からほめてもらうものにするものと、誤解しないかと危惧しています。ボランティア活動だと、教育委員会や学校が認めた活動を実行する子どもの数を増やすことが大切なのではないでしょうか？子ども自身が自分の中から、やってみよう、人の役に立ちたいなどの想いが行動につながる大切なのではないでしょうか？それが呼びかけられてすぐできる子もいれば、もっとなんと後になってそういう気持ちになる子もいると思います。カードの印の数で無理に競わせることのないようにと望みます。今すぐ行動に結びつかない子に、本意ではないのに表面的に行動させるプレッシャーになることは、かえって有害ではないかと思えます。そういうことよりは、地域の大人や社会全体が、人のために役に立ちたいという想いや行動を増していくこと、多様なボランティアの活動があることを知らせていくことが大切ではないかと思えます。	11ページにありますように、子供たちの社会に貢献する心を一層はぐくむことができるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子供たちの参加意欲をさらに高めていきます。各学校へボランティア活動の趣旨の徹底を図っていきます。
4-4	16、17	IV-1-(6) 家庭教育	P16～17<家庭教育>家庭によっては、そういうことの大切さはよくわかっていますが、なかなかうまくいかない場合もあります。そのことが、子育てのプレッシャーになって、かえって子どもの成長に悪影響を及ぼすことがあります。学校が家庭教育に踏み込むのであれば、個々の家庭へのきめ細かい心配りや、適切な支援につなげる取り組みが必要かと思えます。そのためにも、ひとりひとりの子どもにいていねいに向	よりよく子供たちを育てるためには、どうあるべきか学校と家庭が共に考えていけるよう連携をさらに進め、家庭教育の充実を図っていきます。また、学校全体で支えていく協力体制づくりをこれからも進めていきます。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			き合えるように、1学級の子どもの数をへらしたり、学校全体で支えていく協力体制づくりが必要かと思います。	
4-5	20	IV-2-(7) わかる・できる・活かす事業 ③子供の学習に関する実態把握	P20<学習に関するアンケート>各学校、学級の実態によって、項目や問い方に配慮が必要になるのではないかと思います。一律に機械的に実施することには、なじみにくい内容ではないかと思います。市ではサンプルとして作成し、各校 各クラスで検討できる余地があった方が取り組みやすいのではないのでしょうか？	20ページにありますように、子供の学習に関するアンケートの実施に向け検討していきます。
4-6	21	IV-2-(7) わかる・できる・活かす事業 ④体験活動の充実	P21<体験活動> 新指導要領のもとで、教科学習にかなりていねいに時間をかけることが必要かと思いますが、校外地域に長期滞在する時間があるのでしょうか？何にどれだけ力を注げるのか、全体のバランスや各校の実態をふまえて、総合的に考えていただけたらと思います。	平成23年度は小学校、平成24年度は中学校が新学習指導要領の全面実施となります。各学校が、新学習指導要領に応じ、体験活動も含めバランスの取れた教育の計画（教育課程）を児童・生徒の実態等に応じて編成できるよう支援していきます。
4-7	23	IV-2-(8) 読書活動と学校図書館 ①「小金井市学校図書館活動推進月間」の設定	P23～24<感想文>感想文の応募は、希望者ですか、全員強制ですか？感想文のために読書しなければならないということではなく、読書後に得たものや感動を他者と分かち合いたいという気持ちになったときに書くということを教えてあげたいものです。	感想文によって読書嫌いにならないように配慮が必要です。23ページにありますように、優秀な作品を表彰することで児童・生徒の読書活動の推進を図っています。感想文の応募方法は、実態に応じて各学校にお願いしています。
4-8	24	IV-2-(8) 読書活動と学校図書館 ②学校図書館補助員の配置と読書活動の充実	<学校図書館補助員の配置>Cではなく、できるかぎり早急に実現してほしい。子どもの生きる意欲や学ぶ意欲にとって、読書や調べる学習などは、大きな働きをと思っています。図書室に、そんな子どもたちに適切に支援できる人がいることは、とても大切なことだと思います。	46ページにありますように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行います。
4-9	25、26	IV-2-(9) 情報教育	P25～26<情報教育> ICTの活用は、何年生からとお考えでしょうか？小学校低学年からパソコンやインターネットに傾いた教育は、子ども本来の育つ力や芽をゆがめないのでしょうか？小さいうちは、な	25ページにありますように、小金井市では、各校にコンピュータが設置され、インターネットに接続できます。デジタルテレビも導入されました。発達段階に応じて、こうしたICTを活用し、各教科の学習活

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			るべく自然物に触れさせ、実体験を大切に して欲しいです。高学年では、新聞や事典、 辞典を活用することも同時に教えて欲し いです。また、メディアリテラシーについ ても、きちんと教え、考えさせてもらいた いです。	動を充実させるとともに、子供たちにイン ターネットやメールなどの利用に関するモ ラルやマナーを身に付ける学習を進めてい きます。
4-10	29、30	IV-2-(1) 道徳教 育	P29～30<道徳教育> 「道徳教育 は、・・・等の教育活動全般をとおして行 うことが大切です。」ということは、その とおりだと思います。その際の指導が、子 どもたちひとりひとりの心によりそい、子 どもたちの本音をもとに、自身がよく考 え、思いを出し合い、人として、どのよう に行動すべきか生きていくべきかの問い に向き合えるようなものになることを願 っています。上からのお説教のような教え 込みでは、本人自身が自分の生き方に深い 問いをもつことは、難しいように思いま す。副読本の使用も、本の使用を義務づけ るのではなく、あくまで教師の参考資料、 自由に教材化できるものにとどめて欲し い。少ない時数の中で、教師の判断で有効 な教育活動ができることを望みます。	29ページにありますように、道徳教育は、 児童・生徒が人間としての在り方を自覚し、 人生をよりよく生きるために、その基盤と なる道徳性を育成しようとするものです。 また、副読本等も含め、道徳の時間に生か す教材は、児童・生徒が道徳的価値の自覚 を深めていくための手掛かりとして極めて 大きな意味をもち、互いに学び合う共通の 素材として重要な役割をもっていると考え ます。児童の実態等をもとに教材研究し、 各学校で適切に進めていきます。
4-11		全体を通して	各学校の子供たちの実態から、その時々 に重点となる活動は、その場にいる教師集 団の判断が最優先されるべきと思います。教 師の教育活動が十分保障できる支援をお 願いしたいです。情報機器やしばふ化など より、教員の人数をもっと増して、先生方 が落ち着いて教材づくりや子どもに向き 合う時間がとれるようにして欲しいと思 います。	教育プランの策定そのものが学校を支援す るものと考えます。教育プランの実現に向 けて学校関係者の声を十分に受け止め、配 慮していきます。
5-1		全体論として	書かれていることはほとんどはもつとも なことだと思いました。(いくつか??は ありましたが) これらを実施するためには 現在のひとクラスは大きすぎるとしま す。都教育委員会などとの関係もあるとは	少人数学級については国や都の動向を注視 してまいります。教員の事務量を軽減し、 子供に向き合う時間を確保することには必 要なことです。関係機関等に働きかけてい きます。

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			<p>思いますが、“プラン実施のために30人学級を”位の意見があつていいのではないのでしょうか。また教員の雑務が多くなっているとききます。何とかならないでしょうか。</p>	
5-2	34	IV-2-(13) 特別支援教育	<p>(13)特別支援教育 大きな疑問があります。とりくまれていることはうれしいことですが、病名、症状名がつかなくても、学級の中には“困っている子どもたち”が数多いと思います。ヨーロッパ(北欧)の特別支援教育の報告をきいた時に「すべての子どもたち」が対象でひとりひとりのファイルが用意されていて必要に応じて職員が対応するという、職員数も多く教材研究、作りも時間内でやっていることをききました。必要な子を別に通わせたり、クラスをつくっていく方法もあるけど、クラスのひとりひとりが必要とされている支援をうけることができることが大事だと思う。</p>	<p>34ページにありますように、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子供たちに対しても、実態に応じた支援を進めています。特別支援学級の充実も図り、特別支援教育をさらに推進していきます。</p>
5-3	41	IV-3-(16) 教育相談・適応指導	<p>(16)教育相談・適応指導 (不登校の親の会と係わってきたの思いも含め)現状での日本では一定数の不登校の子はしばらくは続くと思っています。小金井ではカウンセラーの充実で数は平均値より少ないとのこと。数の問題だけをとらえるのではなくプランにも書かれているようにどう対応ができているかということが問題だと思います。我が子が学校に行けなくなってしまった親御さんの多くは子どものことをどう考えていいのかわからない、心配、不安、困惑でいっぱいです。話をきいてもらって少し落ち着き目の前の子どもに向きあっていけるのです。スクールカウンセラーが中学では2回になってよかったのですが、でも3日は相談室は空室ということです。早急にいい手だてを打ってください。もく</p>	<p>41ページにありますように、現在、スクールカウンセラーは小学校に週2日12時間、中学校は週2日14時間派遣されていますが、いじめ、不登校等の問題を早期発見・早期対応するために、子供たちが困っていることを気軽に相談できるように派遣時間を拡充します。</p> <p>また、46ページにありますように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行います。</p> <p>もくせい教室が、さらに活用されるように、学習や様々な活動を通して人とのふれあいの場を一層提供できるようにしていきます。</p> <p>42ページにもありますように、いじめ・不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充</p>

番号	ページ	項目	意見	意見に対する検討結果
			<p>せい教室の利用状況が少なすぎると思います。不登校の子全部がそこに行くなんてことはありませんが、公的な支援の施設でありながら、利用が少ないということでは施設、環境、考え方など考えていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(16)では、教室外、学校外での取り組みが記されていると思います。それはそれで大事で計画通りすすめていってほしいのですが担任とのいねいな係わりが大事だと思います。今の先生達の状況がとてもきつくなっていることは理解しているつもりですが不登校の子や親の悶々とした気持ちをきいてほしいのです。不登校について学習もしてほしいのです。希望する親たちに不登校の子の親の保護者会のようなところで先生も交えて親たちが気持ちを出せるといいな・・・と思っています。不登校の中3の多くが何らかの形でどこかに進学していると思います。進路先を選ぶための学校側の学習、また入学後の休学、退学の率は一般の子よりかなり高いと思われませんが、そのフォローをお願いします。学校に行くことは解決のように見えるけど、心が元気になり、自分がこれでいい、まんざらでもない、と思えるようにならないと、なかなかむつかしいものがあります。ご理解下さい</p>	<p>実を図るために、専門的な資格をもつソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行います。不登校の子供たちの実態や心情をより理解し、進路等についても配慮していきたいと思います。</p>
6-1	34	IV-2-(13) 特別支援教育	<p>P34 「(13) 特別支援教育」に関して今後の充実したものになるものが期待でき、とても嬉しく思います。特別支援ネットワーク協議会等の活用もよろしく願います。</p>	<p>特別支援ネットワーク協議会等の意見も参考にして進めていきます。</p>